平成２４年（フ）第６５号
三重県松阪市殿町1255番地１
債務者　梅本　　治
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　正樹
4　破産債権の届出期間　平成25年２月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第６４号
静岡県菊川市半済3016番地
債務者　井指　和則
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　祐尚
4　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
山口県下関市豊浦町大字小串1862番地
債務者　津田　正信
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山根　康路
4　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第４９２号
岐阜県郡上市白鳥町石徹白第34号12番地
債務者　上村　徹夫
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　英則
4　破産債権の届出期間　平成25年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月16日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５９１号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋198番地の９
債務者　北口　淳二
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　由佳
4　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５７９号
兵庫県姫路市市川台３丁目１　姫路市川住宅３号棟315号室、住民票上の住所兵庫県たつの市揖保町萩原102番地
債務者　イケダ教材社ことイケダ教材店ことイケダ教材こと　池田　準子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅尾　英文
4　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１６４号
宮崎県延岡市稲葉崎町３丁目1406番地１
債務者　中川　紀夫
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
4　破産債権の届出期間　平成25年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月15日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１５９号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目630番地
債務者　田中　義人
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　伸幸
4　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６３８３号
大阪市西区九条１丁目20番23号　福元マンション201号室、住民票上の住所大阪府東大阪市菱屋西１丁目12番19号
債務者　田中　裕也
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　胡　　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５６１号
大阪市浪速区大国２丁目８番３―201号
債務者　串の太陽こと　平田　隆之
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広瀬元太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６０３号
大阪府池田市鉢塚３丁目14番20号　松栄石橋ハイツＢ棟32号室、住民票上の住所京都府亀岡市畑野町千ケ畑クルビ谷４番地105
債務者　矢野　和男
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保敬文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６６０号
兵庫県川西市鴬台２丁目17番地の１
債務者　横田　圭司
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７３７号
大阪市鶴見区横堤４丁目27番29号
債務者　小中代志子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７６８号
大阪市西淀川区野里２丁目16番24号
債務者　武　　和光
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　知博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部